

産前産後期間（4カ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に産出（予定）の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（12週）以上の産出が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 産出予定日の6カ月前から届出ができます。産出後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

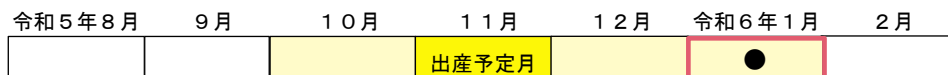
- 産出する方の国民健康保険税の所得割額と均等割額が対象です。産出予定月（又は産出月）の前月から産出予定月（又は産出月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）分が減額されます。



※産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は産出予定月（又は産出月）の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に産出した場合、令和6年1月分の保険税が減額されます。

令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。



- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（窓口、ホームページ等から入手）
- ② 産出の（予定）日を確認することができる書類（母子健康手帳など）
- ③ 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ④ （多胎妊娠の場合のみ）多胎妊娠であることが確認できる書類
- ⑤ 世帯主および産出する方のマイナンバーが確認できる書類

※産出後の届出で、別世帯の子の場合、出生証明書など産出日、親子関係を明らかにする書類が必要。

届出先

春日部市 国民健康保険課 国保税担当 TEL048-796-8658
庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9704